

第二科第三年級

田中稻城 二十四年六ヶ月

第一科第三年級

坪井九馬三 二十一年九ヶ月 末岡精一 二十四年一ヶ月

同 第二年級

山田一郎 二十年二ヶ月 福井彦二郎 二十二年十ヶ月

有賀長雄 十九年九ヶ月 真崎孝八 二十一年一ヶ月

坪内勇蔵 二十一年一ヶ月

法文学部第一年級

鶴原定吉 廿二年七ヶ月 磯部伊呂久 廿一年五ヶ月

木村竹二郎 十八年九ヶ月 渋谷慥爾 廿二年九ヶ月

穂積八束 十六年五ヶ月

(中略)

108 東京大学生徒元田肇・合川正道・岡山兼吉・渋谷慥爾・穂積八束試業答案(抄) [明治十三年六月二十八日]

東京大学法学部第四年級

元田 肇 二十二年六ヶ月 宮崎道三郎 二十五年

同 第三年級

加藤高明 二十三年六ヶ月 合川正道 二十一年二ヶ月

鈴木充美 二十六年一ヶ月 秋山正義 二十五年十ヶ月

同 第二年級

岡山兼吉 二十四年 橘 槐二郎 十八年四ヶ月

同 文学部

(表紙) 明治十三年六月廿八日

法学四年生 元田 肇

令義解試業答案

東京大学明治十三年夏期大試業答案

令義解 法学四年生 元田 肇

(朱書)

(第二) 凡詔勅未宣行者、非司不得輒者、トアル司トハ如何、

按、司トハ中務大輔以上ヲ云フ、蓋役此条者門司等ニ於テ輒ク動止シテ事ヲアマリ且機密ヲ洩漏センコトヲ

恐レテナラシ」

(朱書)
〔十〕

(第二) 勅ヲ奉シテ夜門ヲ開ク制如何、

按、允勅ヲ奉シテ夜門ヲ開クハ、其受勅者之ヲ中務省ニ牒シ中務省覆奏シテ之ヲ衛府ニ通シ衛府又之ヲ覆奏シテ關司ニ告ク然後關司申奏シテ之ヲ開クナリ、但シ其中務省并衛府共ニ勅ヲ受ルハ覆奏スルニ及ハザルナリ、蓋シ斯ク開門ノ制ヲ嚴ニシタル所以ハ、禁威ヲ皇張シ、非違ヲ警戒スルニ然ルモノニモ、當時ニ在テハ、実ニ其宜キヲ得タルモノト謂ヘシ」

(朱書)
〔十〕

(第三) 宿衛、及近侍之人、二等以上親、死罪ヲ犯サハ如何、

按、凡宿衛及ヒ近侍之人、二等以上親、死ヲ犯スルハ其推断ノ官司ニ於テ、馳使シテ其本司并ニ其犯者ノ近親ニ報シ、内ニ入ルヲ得ザラシム蓋シ由是觀之レハ已ニ推断ノ間スラ其犯者ノ近親ヲ内ニ入ルヲ得サラシムレハ、其死刑ヲ蒙リシ後其宿衛ノ官ニ任スルヲ能ハサルハ、勿論ナルヘシ、

(朱書)
〔十〕

(第四) 兵士一火ノ制如何、

按、兵士八十人ヲ火トナス、每火ニ六駄馬ヲ宛ツ、蓋シ此ノ駄馬ナル者ハ、兵士ノ家富メル者ニ附シテ、平常養肥セシメ、其事アルハ、之ヲ行使スルヲ許スモノナリ、然而シテ該馬死失スルハ、理アレハ官更ニ

之ヲ給シ、理ナケレハ其者ヲ償ハシム、

(朱書)
〔十〕

(第五) 兵士上番ノ制如何、

按、兵士上番スルハ、官司ニ於テ、其正身ヲ默檢シ、而後之ヲ奏スルナリ、蓋シ官司トハ、兵部ナリ、默檢ストハ、其当人ノ現在スルヤ否ヲ檢シテ、其姓名上ニ默スルナリ、凡リ兵士ハ、向京者ヲ衛士ト名ケ、向防者ヲ防人ト名ケ、向京者ハ一年、向防者ハ三年、行程ヲ計ヘス、凡リ兵士等之ヲ勤メ終ルハ、帰郷ノ日、其上番ノ年限ニ応シ、徭役ヲ免ル、トナリ、即チ衛士ハ一年、防人ハ三年ナリ、又其部領等、三番以上ヲ勤メタル者ハ、一番ヲ免サル、トナリ、然レハ猶之ヲ心願スル者ハ留マルヲ得ヘシ、又兵士ヲ簡点スルハ、此迄ノ地ニ於テ團結セシム相隔絶スルヲ得ス、又其丁ヲ取ルノ法ハ三丁毎ニ一丁ヲ取ルナリ是レハ一國ヲ三分シテ、其一部ヲ取ルナリ、蜂司事カヲ除テ云フナリ、隊正ハ二分ヨリモ取ルナリ、又凡ソ采女ヲ貢スル所ハ兵士ヲ出スニ及ハス、即チ三分ノ二ハ兵士ヲ貢シ其一分ハ采女ヲ貢スルナリ、然レハ若シ三分ナキハ、兵士ヲ取リテ采女ヲ取ラス、又上番中ハ、父母ノ喪ト雖モ免スルヲ得ス、下番ノ日ニナサシムルナリ、又兵士上番中八十日ニ一日休暇ヲ賜フ、一日ハ上へ、一日ハ下ルナリ、其当日ハ弓劍戈槍擲石等ヲ演習セシム、午時ニ至テ已ム、其官司ニ於テハ、時

々其能スル檢シテ、本司ニ通シ、進退スルコアリ、
 防人ハ、^(賑)辺、^(賑)向フ者ヲシテ蓋シ今日ハ屯田兵ノ如キ者
 ナリ、其大宰府ニ在ルヤ、平常ハ其接近ノ空間地ニ於テ
 地ヲ賜ヒ、年料ヲ作リテ糧力ニ充テ、互ニ勤番スルモ
 ノナリ、其苗等ハ、朝集使ヨリ狀ヲ申奏セシム、故
 ニ妻妾子弟ヲ伴フコトヲ得ルナリ、然レ^(採消)臣衛^(子)士ハ然
 ラス」以上述フル所、兵士上番ノ制、并之ニ付屬シタ
 ル「ノ大略ナリ、此条ハ次条ト参看シ玉フヘシ、

〔十〕^(朱書)

(第六) 衛士ト防人トハ何人ヲ取ルヤ又其別如何

按、此条ノ事ハ、前第五条ニ於テ大抵述べたり、但シ
 衛士ト防人トノ別ハ、衛士ハ向京者防人^(賑)辺、防カ
 為メニ向フ者ナリ、衛士ハ前ニモ述シ如ク其妻妾ヲ伴
 フ可ラス然ルニ防人ハ伴フコトヲ得ルナリ、又衛士ハ純
 粹ノ兵士ナレ^(賑)臣防人ハ屯田兵タルニ過キス、其送達
 ノ法方ハ、国司ニ於テ部領シ、京ニ至テ兵部ニ渡スナ
 リ、兵部ニ於テハ之ヲ檢査シテ、若シ戒具等不足アラ
 ハ、部領ヲ推罰ス、衛士亦罪ナキニ非ス、防人ニ津ニ
 抵リシ^(賑)臣、專使之ヲ点檢シテ、茲ヨリ大宰府ニ送ルナ
 リ、且ツ其大宰府ニ抵ル前、予メ部位ヲ記シテ先方
 ニ送り、交替ノ時、差支ナカラシムナリ、凡ソ防人等
 ハ、其限満ル^(賑)臣ハ、仮ヒ人員不足ナルモ、之ヲ抑留ス
 ルコトヲ得ス、凡ソ防人等道ニシテ、除脱アルモ、之

ヲ差易ルヘカラス、若シ又其發セントスル^(賑)臣ニ当リ、
 罪ヲ犯シタルモ、其座ニ決罰スヘキモノナラハ、決罰
 シテ伴フコナリ、此レ其徒以上ノ罪ト雖^(賑)臣、贖スヘキ
 ハ然リトス、又發遣ノ日、道ニテ軍規ニ任フ^(賑)臣法ト
 ス、猥リニ百姓ヲ侵害スルコトヲ得ス、若シ之ヲ犯サハ、
 国郡之ヲ奏スヘシ、必ス罰ニ処セラル、コナリ、又道
 ニテ病氣起リ、追行スヘカ^(賑)臣サ^(賑)臣ハ、丁匠ニ准シテ、
 其此郡ニ於テ保養セシメ、平愈ノ上、途ニ上ラシム、
 若シ死スル^(賑)臣ハ、津以西ハ燒葬シ、山城以東ハ、其郡
 ニ報シテ取去ラシム、津以西ニテモ取り去ル者アレハ、
 許スナリ、其遺物ハ、親者アレハ親者ニ給シ、之レナ
 ケレハ兵部ニ没入ス、是レ其大略ナリ前第五条ト参看
 コトヲ請フ、

〔十〕^(朱書)
 (第七) 軍団ノ大小毅ハ、何人ヲ取リテ充ツルヤ、
 按軍団ノ大小毅ハ、部内ノ散位勳位及庶人ハ武芸可称
 者ヲ取ル、

〔十〕^(朱書)
 (第八) 大将出征ノ制如何、
 按大将出征スル^(賑)臣ハ、皆節刀ヲ賜フ蓋シ、古ハ^(賑)臣牛ノ
 尾ヲ制シテ之ヲ大将ニ与ヘシカ、其後刀ヲ授クルコト
 ナリタリ、此レ其名実異ナリト雖、其意ハ則チ同シク
 シ、此レ使者ノ權トスル所ナリ、凡ソ大将節刀ヲ受ル
^(賑)臣ハ、婦リテ宅ニ宿スルコトヲ得ス然レ^(賑)臣抛ナキコトアル^(賑)臣

〔十〕^(朱書)
 (第九) 大将出征ノ制如何、
 按大将出征スル^(賑)臣ハ、皆節刀ヲ賜フ蓋シ、古ハ^(賑)臣牛ノ
 尾ヲ制シテ之ヲ大将ニ与ヘシカ、其後刀ヲ授クルコト
 ナリタリ、此レ其名実異ナリト雖、其意ハ則チ同シク
 シ、此レ使者ノ權トスル所ナリ、凡ソ大将節刀ヲ受ル
^(賑)臣ハ、婦リテ宅ニ宿スルコトヲ得ス然レ^(賑)臣抛ナキコトアル^(賑)臣

ハ受勅ノ者ニ准シテ帰宿スルヲ得、凡大将出征スルキハ閩外ノ事ハ之ヲ司ル故ニ大小毅以下ノ対冠軍令ヲ用ヒザルキハ死罪以下ハ斟酌之ヲ罰スルヲ得、凱旋ノ後之ヲ申奏スヘシ、又大将ト雖臣妻妾ヲ伴フヲ得ス、其出征中ハ、喪ヲ発スルヲ得ス、三軍出征スルキハ、大將軍一人ナリ、一軍ナルキハ將軍一人、副將軍二人ナリ、(但シハ一萬二千人ノ時ナリ、レ下ハ副將軍ハ老人ナリ)即チ兵一萬二千人ヲ発ス以ハ、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、録事四人ナリ、軍曹ハ大主典ニ当リ、録事ハ小主典ニ当ルナリ、五千人以上ナレハ副將軍、軍監、各老人ヲ減シ、録事二人ヲ減ス、三千人以上ナレハ、又軍曹二人ヲ減ス、此三軍ヲ総フルキハ、前ニ述ヘシ如ク、大將軍老人ヲ置クナリ、故ニ之ヲ算スレハ、三軍ニハ、大將軍老人、將軍三人、副將軍四人、軍監四人、軍曹十人、録事八人、ニシテ総數三十人ナリ」

〔朱書〕

〔第九〕 勲人勲ヲ得テ後其身亡ナハ、其勲如何、

按ニ、勲人勲ヲ得テ後其身亡ナハ、其近親ノ者ニ授クルヲ得、若シ之ヲ受クルモノナキハ已ム、

〔朱書〕

〔第十〕 宮闈門ニ入ルベキ制如何、

按、凡ソ宮闈門ニ入ルヘキ者、中務省ニ於テ、予メ籍ヲ衛府ニ付シ、其便門ニ從テ之ヲ付ケシム、但五位以

(欄外注記2)

上ハ其籍ヲ宮門ニ付ク、其使外者及病氣等ニテ入ラサル者アルキハ中務省ニ牒シテ当日之ヲ除ク且毎月一日十六日ノ兩日ニ政レ之、蓋シ宮門ハ衛門ノ衛ル所ナリ、闈門ハ兵衛ノ衛ル所ナリ、五位以上云々トハ、是レ其朱紫ニソ貴キヲ以テナリ、

又凡輸送請出等ノ為メ入ル者ハ、中務省臨時ニ牒ヲ府ニ付シ、五十人毎ニ當府ニ於テ之ヲ奏セシム、是兩回ニ五十人ナルモ亦然リ、若シ其事物ヲ受取り終ラス宿ニ禁内ト欲スル者アラハ、斟酌之ヲ許スヲ得ルナリ、是其制ノ大略ナリ

(畢)

明治十三年六月廿八日

法学四年 元田 肇再拜

〔表紙〕
明治十三年六月廿九日

法学四年生 元田 肇

〔朱書〕
〔合計九十点〕

仏蘭西民法試業答案

東京大学明治十三年夏期大試業答案

仏蘭西民法

法学四年生 元田 肇

〔朱書〕
〔合計九十点〕

第六条私ニ為シタル契約ヲ以テ公安及風儀ニ関シタル法律ヲ犯ス可ラス

〔朱書〕
〔三十〕
按ニ私ニ為シタル契約トハ人々各箇ノ私ニナシタルモノ、ニソ社会ニ関スルモノニ非ス然レハ假令ヒ其ノ者ノ為メ

ニハ或ハ利益アルモ之ヲ以テ社会ノ公安ヲ害シ風儀ヲ損
 フ可ラザルハ勿論ナリ、例ヘハ仏法ニテハ夫タル者其夫
 タル權利ヲ廢棄スルノ約ヲナシ、又父タル者、其父タル
 ハ權利ヲ廢棄セント約スルカ如キ、總テ禁セラル、所ナ
 リ、然ルニ、今若シ人ニ私ノ為メニ、其私為ノ契約ヲ以
 テ、是等ノ法ヲ破ルヘントセハ、社会ノ秩序、何ニ由テ
 而シテ立タンヤ法アリテ法ナキニ等シク、所謂徒法ナル
 モノ過キササルナリ、蓋シ凡ソ社会ニ法律ヲ設ル所以ノモ
 ノハ、社会ノ幸福ヲ増進センカ為メノミ、然ルニ一箇私
 為ノ契約ヲ以テ、之カ法律ヲ破ルヲ得ハ、是レ其立法ノ
 意ニ反スルモノナリ、私約ハ公法ヲ犯ス可ラストハ是レ
 法律ノ格言ニシテ、最モ其当ヲ得タルモノト云フヘシ、
 又英法ニ由ルニ、凡ソ社会ノ秩序風俗ニ関スル不正ノ契
 約ハ、總テ其効ヲ有セシメス、是レ其意蓋シ亦此ニ外ナ
 ラサルナリ、例ヘハ、不正ノ密會住居コハピタシヨ、男女正当ノ婚姻
ヲ遂ケス會住スルルノ如キ、人ヲ誹謗スルノ契約ノ如キ、将来離宴ル
 ナスヘキ契約ノ如キ、人ヲ奴隸ニシ、若クハ博奕スルノ
 契約ノ如キ、敵人ト商業取引スルノ約ノ如キ、皆是レ社
 会ノ秩序ヲ紊乱シ、若クハ風俗ヲ乱スモノトシテ禁セラ
 ル、所ニシテ、斯ノ如キ約ハ總テ其効ナシトス、又ハ猥
 淫ナル図画ヲ刻出スルノ約ノ如キモ亦然リ、英国ニテ人
 ヲ誹謗スルヲ或新聞屋ニ托シ、其新聞屋ヨリ、其公告
 料ヲ要求セシニ、是レ不正ノ契約ナリトテ、之ヲ得ルヲ

ヲ許サレザリキ、蓋シ、生曾テ此等ノ法書ヲ讀シ、彼国
 ノ法制其宜シキヲ得、我邦ノ不整備ヲ嘆シタルヲアリ、
 如此キハ本条ト直接ニ關係ナケレモ、当路ノ人宜ク今日
 ハ画入新聞ノ如キ猥褻ノモノハ總テ禁止セラタキヲナリ、
 第千百十條、凡契約ヲ結フノ目的タル事物ノ錯誤ニ非レハ、
 錯誤ヲ以テ契約ヲ廢棄スルノ原因トナス可ラス、又其契約ヲ
 結ハントスル人ノミ、錯誤シタルハ、之ヲ以テ契約ヲ廢棄
 スルノ原因トナス可ラス、但シ契約ノ主因其人ニ在ルハ格
 外ナリトス

(朱書)

按、凡契約ニ於テハ必要ナルモノ三件アリ、即チ第一、双
 方对手ノ承諾、第二其法ニ合ヒタルヲ、第三其契約ノ目
 的タル事物ノ確定セルヲ、是ナリ、然レモ之ヲ有効ナ
 ラシメンハ、左ノ二件ヲ加ヘザル可ラス、即チ第四其契
 約者双方ノ契約ヲナスヘキ能力アルヲ、第五其契約
 ニ於テ詭欺ナキヲ是ナリ、此五者ヲ全備スレハ、即チ正
 当有効ノ契約ナリ、凡ソ契約ヲ廢棄スルニ三ノ場合アリ、
 即チ錯誤、詭欺、暴行ニテ承諾ヲ得シハ是ナリ、本
 ツヲハ、唯契約ノ目的タル事物ノ錯誤ト人ノ錯誤トノ二
 条ニ云ヘリ、然レモ其実五箇アリ、請フ之ヲ左ニ述ブ、
 第一契約ノ性質ノ錯誤、例ヘハ甲ハ物ヲ売ント約センニ、
 乙ハ之ヲ交易セント約セリト思フカ如キ是レナリ、蓋シ
 是等ハ書狀上ノ取引ニ於テ往々有之ル所ニシテ、斯ノ如キ
 ハ是レ一方ノミノ承諾ニテ、双方意思相到一セザルナリ

故ニ緊要ナル双方ノ承諾ナキヲ以テ契約成立ザルナリ、
 第二契約ノ源因ノ錯誤」例へハ平生ノ取付ナル酒屋ヨリ
 酒ヲ買フタルノ払ヒトシテ、若干金ヲ払フヘント約スル
 カ如キ、若シ他日其払ハ既已ニ為シタルコトヲ発見セハ、
 是レ其源因ヲ錯誤セシモノナレハ、契約ハ其効ナシ、又
 例へハ、甲者其父曾テ乙者ヲ傷セシコトアルヲ以テ、之カ
 償金ヲ出サント約センニ、他日其償金ハ、既ニ父ヨリ払
 リタルコト分明ナラハ、是レ亦其契約ノ源因ヲ錯誤セシモ
 ノナリ、是等ノ類ハ一々枚挙ニ遑ラス、

第三契約ノ目的タル物品ノ錯誤」例へハ、甲ハ大ナル桶
 ヲ買フタリト云ヒ、乙ハ小ナル桶ヲ売リタリト思フ如キ、
 是ナリ、是レ亦世上往ミアル所ナリ、

第四契約ノ目的タル物質ノ錯誤」此条ノ区域ハ甚タ広シ、
 例へハ、甲ハ木製ノ罎入ヲ買ンニ、是レ木製ニアラスシ
 テ、石ナルカ如シ、然レモ玆ニ注意スヘキハ、物質ト品
 位トノ區別ナリ、凡ソ物ヲ買シニ、物質ノ異ナルモ、
 之ヲ拒ムヲ得ヘシト雖モ、唯品位ノミノ差異ニテハ然ル
 ヲ得ス、例へハ、馬ヲ求ンニ亞羅比也産ナリトテ求メシ
 モノ、北海道産ナルモ、之ヲ拒ムヲ得ヘシ、何者其質
 異ナレハナリ、然レモ駿馬ナル積リニテ求メシモノ、
 存外驚馬ナリ迎、之ヲ拒ム可ラス、何者此レ唯其品位ノ
 異ナルノミナレハナリ、蓋シ英法ニテ「コンジョン・プ
 レシデント」即チ契約ノ起ルニ必要ナル条件（仏法ニモ
 アルト覺）ト「ワルランチノ」即担保（仏法第千六百五條
 前後ニ之ヲ論セリ）

トノ間ニ差異アリテ、物質ノ差異ハ、契約ノ起ルニ必要
 ナル条件ナレモ、担保ハ然ラス、是レ唯傍約タルニ過キ
 ス、故ニ担保ノモハ唯其償金ヲ取ルノミデ来タル約ヲ拒
 ムコトヲ得ス何者、此其品位ノミニ関スレハナリ、例へハ
 セルノ茶ヲ求メンニ支那ノ茶ヲ送レハ是レ其物質ヲ錯誤
 日本モノナリ、故ニ之ヲ拒ムコトヲ得」然レモ此等ノ場合
 ニ於テ、裁判官ニ於テ熟考セサル可ラサルコトアリ、例へ
 ハ物ノ色ニテ極メタル契約ノ如キ是ナリ、之レ甚タ六ヶ
 敷ナリ」又是レハ千鳥ノ香炉ナリトテ売買セシニ、其実
 然ラサルモ、双方共知ラスシテ、錯誤セシナリ、故ニ
 契約ハ其効ナシ、然レモ裁判官ニ於テ、是ハ品位ナル乎、
 將物質ナル乎ヲ熟考セサルモ、往々不当ノ裁判ニ陥ル
 コアリ、注意セサル可ラス、

第五契約ノ相手タル人ノ錯誤」是レハ既ニ本条ニモ云
 フ所ナリ、然レモ今少シク之ヲ解釈スヘシ、例へハ尋常
 ノ売買ヲナスカ如キ、此レ其相手ノ如何ニヨラサルヘシ
 然レモ家ヲ貸ス契約ノ如キ、又遺贈ヲナスノ契約ノ如キ、
 会社ヲ立ルノ約ノ如キ、教師ヲ雇フノ約ノ如キハ、総テ
 其契約ノ主因其人ニ属スルヲ以テ之ヲ廢棄スルヲ得ヘ
 シ、又豊後ノ竹田ハ善画工ナリトテ、其生存中其真筆
 ヲ求ムレハ、是レ人ニ関スル契約トナルコトナリ、然レモ
 其死後即チ今日ニ於テハ、此レ物質ノ部ニ入ルナリ、

第千百五十六條、凡契約ヲ解釈スルニハ、其文詞ニノミ依拠
 スルヨリ、其契約ヲ結ヒタル双方ノ者ノ意思ヲ求ムヘシ、

(朱書)

按ニ、凡契約ナル者ハ、双方ノ相手相集リ互ニ意思到一
シ承諾アル上ニテ始メテ其効ヲモ布スヘキナリ、又其成
立ツトモナルナリ、然レハ、今裁判官タル者、之ヲ解セ

ンニハ、固ヨリ其意思ノアル所ヲ探求スヘキハ勿論ナリ、

凡ソ解釈ノ法ハ、其源ヲ羅馬法ニ受ルモノ居多ニシテ、

英ト雖モ、仏ト雖モ、非常ノ差異ハナシ、即チ其規則ノ

概略ヲ述フレハ、第一契約ノ文詞疑シク二様ノ意味ヲ有

スルハ、契約ヲ有効ナラシムル方ニ解セヨ第二契約ノ

目的ニ最モ近キ方ニ解セヨ第三疑シキハ其文ノ全面ヨ

リ解ヲ取レ第四文字疑シクハ習慣ニ由リテ解セヨ第五習

慣アリテ別段記載セサルハ記載セシ者ト解セヨ第六其

用ユル所ノ文字博キニ失スルト明カナラハ双方ノ意思ニ

基キ之ヲ狭キニ取ルヘシ第七其契約中或ル格別ナル場合

ヲ一箇拳ルト雖モ他ノ場合ニ於テモ可ナルト其文面ヨ

リ明カナルハ其一箇ノ場合ニ限ラサルヘシ以上記スル

所其最要ナル格言ナリ此他猶アレモ大抵大同小異ナレハ

復タ茲ニ贅セス但シ右ニ拳ル所ハ仏民法ニ(テ)モ拳ケタ

リ其第千百五十七條以下ヲ見テ知ルヘシ且又本條ニ所謂

文字ニ拘泥セスシテ契約ノ精神ヲ取レトハ是レ英國衡平

法ノ大元則ニシテ英人ノ最モ誇稱スル所ナリ」上ニ拳ル

外今一ツ肝要ノ規則アリ即チ義務者ノ利益トナリ權利者

ハ損トナル方ニ解スヘシ(疑シク二様ノ解ヲナシ得ヘキ

ト云フハ勿論也)ト是ナリ然レモ売買ノ契約ニ於テハ、

然ラス、此レ限外ナリ、蓋シ売買上ニ於テハ売主ニ於

テ万事子メ其義務ヲ明瞭ニ述ブルノ責アレハナリ、此レ
仏民法第千六百二條以下担保ノ條等ヲ參看シテ知ルヘシ、

(畢)

(朱書)
(合川)

仏蘭西刑法試験

第一

(朱書)
(合計七十五点)

刑法第二條重罪ヲ犯サントシテ已ニ行(フ)ヒ已ノ意外ノ景況

ニ因テ其事ヲ中止シ又ハ其効ヲ顯ハサスト雖モ其所行ヲ重罪

トナスベシ

(朱書)
(二十五)「詳ニ曰ク本條ハ唯重罪ノ試犯ヲ論セシ者ニシテ輕罪

ニ涉ラス重罪ノ試犯ヲ罰スルノ理由ヲ尋ヌルニ凡人ノ思

想ハ何程惡ム可キ者ト雖モ苟モ其思想ノ事業ニ顯ハレサ

ルニ非ラサレバ之ヲ罰スルコト固ヨリ法律ノ能成ス所ニ非

スト雖モ之ヲ罰スルニハ必シモ其事ノ遂クルヲ待ツヲ要

セサルナリ何トナレバ前ニ法律ノ單ニ思想ヲ罰スル能ハ

サレバ其人ヲ責ムルノ道ナクシテ只臆側ヲ以テスルノ外

ナシ然リ而シテ臆側揣摩ノ說ヲ以テ人ヲ罪スルハ假令之ヲ

罪スルノ意懲惡ノ旨意ニ出ルモ其事ノ危キ固ヨリ論ヲ待

タスシテ法律ノ原則ニ戻ル者ナレバナリ然レモ人只思想

ヲ其事ニ現ハス以上ハ法律ハ直ニ之ヲ罪スルノ基礎ヲ得

且其犯サント為ス所ノ罪未タ遂ケサルモ已ニ事ヲ始メ行

フタル以上ハ社会ノ安幸風俗ヲ妨害スルニ足ル者ナリ斯

故ニ重罪ノ試犯ヲ罪スルナリ併其試犯ヲ罪スルニハ二ノ

要点ニ注意セサル可ラス即試犯ハ其犯サントナス所ノ事
ノ執行ヲ始ムルニ因テ顯ハレタル者タラサルヘカラス且
二ニハ其中止セラレシ所以ハ必其犯者ノ意外ノ事情障碍
ニ係ラサルヘカラスナリ蓋シ〔^(抹消)罪ノ〕試犯ト称スヘキ者
ハ事必其犯サント企ル罪ニ關係セサルヘカラス乃〔^(抹消)其〕
試犯ハ若シ中止セラレサレバ遂ニ罪ヲ遂クルニ至ルノ事
業ヲサルヘタカラス又其中止シタル原因其人ノ悔悟ニ出
レバ固ヨリ之ヲ罪スヘキニアラス故ニ意外ノ事タラサル
可ラス〕余窃ニ考フルニ本条ノ旨意固ヨリ佳ナリト雖モ
其試犯ヲ以テ已ニ遂ケタル者ト同一視スルハ嚴ニ過キタ
ル者ト云フヘシ何トナレバ法律タル者ハ一事一業ヲ賞罰
スルニハ必ス其始終ヲ論シ唯其原因ヲ□ラスシテ又其結
果ヲモ参考セサルヘカラス原因ヲ同フスルモ結果ヲ異ニ
セハ其事ノ輕重自ラ差別アラサルヲ得ス然ルヲ其結果ノ
如何ヲ顧ミス其原因タル思想ニ就テノミ之ヲ罪セハ實際
大ニ法律ノ究スル所アラン〔^(抹消)例ヲ設ケテ之ヲ云ハンニ、
茲ニ甲ナル者アリ乙ヲ殺サントノ思想ヲ以テ〕我政府カ
近ク行ハントスル刑法中ニハ試犯ヲ罪スト雖モ其犯サン
トスル罪ニ數等ヲ減スルノ条アリ果シテ其真ノ權衡ヲ得
ンヤ否ハ未タ論スル能ハサレモ之ヲ仏刑法ニ比スレバ頗
穩當ヲ得タル者ナランカ

第二答

第四十四条 政府ヨリ監察ヲナシ犯人ヲ送致ナセハ政府ハ之
ニ因リテ犯人ノ其刑期ノ終リシ後トニ住居スヘキ場所ヲ定ム

ルノ權ヲ得ヘシ政府ハ又犯人ノ其居住ヲ為スヘキ地ニ常ニ住
居スルコトヲ証スルニ相当ナル式ヲ定ムベシ政府ノ監察ヲ受ケ
シ犯人ハ巴里西及其屬地内等ニ住居スルヲ禁ス

〔^(朱書)二十五〕 余考フルニ此条頗穩當ヲ失セシ者ナランカ何トナレ
バ第一ニ人ノ尤貴フ所ノ移轉行動ノ自由ヲ束縛スル者ナ
レバナリ蓋シ人罪ヲ犯セハ其自由ノ權ヲ失フコト固ヨリ當
然ナレモ已ニ相当ノ刑ヲ受ケ其刑期滿ツレバ法律上其罪
ハ消滅セル者ト云フヘシ其罪已ニ消レハ其罪ニ因テ失ヒ
タル自由ノ權利モ恢復スヘキ道理ナリ尤其罪ノ生質ニ因
リ其再犯或ハ他罪ヲ犯スノ憂ヲ防カンカ為ニ刑終ルノ後
モ多少其自由ヲ束シテ其惡行ヲ防杜スルハ社会ノ安寧ノ
為ニハ要用タルコトナリ然レモ期限ナリ其人ヲ束縛スルハ
大ニ人間自由ノ道ニ背ケル者ト云フヘシ且加之其住居ヲ
限定セリトテ其人ヲシテ決テ罪ヲ行ハサランメンコトハ必
ス可ラス若シ其罪ヲ行フヲ恐レナハ寧長ク之ヲ監察ニ附
スルニ加カシ雖然法律ノ目的ハ唯其犯人ノ身ヲシテ再ヒ
罪ヲ犯スヲ得サランシムルノ旨意ニ止マ〔^(抹消)ラ〕ル者ニアラ
ス故ニ徒ニ其犯人一箇ヲシテ再犯ヲ為サ、ランメンカ為
ニ格外ノ刑ニ処スルハ又是法律ノ原則ニ戻ル者ナリ已ニ
非常ノ限束ヲ犯人ニ加フ可ラス然ラハ其相当ノ刑終ラハ
之ニ自由ヲ与ヘテ可ナリ何ソ必シモ〔^(抹消)長ク〕政府長ク其
居住ヲ制限スルヲ要セルヤ且本条仏都内外ノ近〔^(抹消)接〕傍
ニ住スルヲ禁スト前節已ニ政府ニ場所ヲ定ムルノ權ヲ有
スト云フ何ソ特ニ之ヲ挙クルヲ要センヤ

第三答

第五十九条 重罪又ハ輕罪ノ附從ハ法律ニ於テ別段ニ定メタ

ル場合ノ外ハ其重罪又ハ輕罪ノ首謀ト同一ノ刑ニ処スヘシ

本条附從トハ他人ノ成シタル罪ニ参与スル者ヲ云フナリ

(朱書) 二十五 本条附從ヲ罰スルニ首謀ト同一ノ刑ヲ以テスルハ權

衡宜キヲ失スルニ似タリ蓋附從ノ成ス所ハ首謀ト異ナル

コナキモ其事ヲシテ起ラシムルノ罪ニ至テハ首謀ト等シ

カラス是首謀附從ノ別因テ起ル所以(ニシテ)ナリ然ル

ヲ已ニ其別ヲ立テナカラ之ヲ罰スルニ同一ノ刑ヲ以テス

ルハ果シテ何ノ理由ソヤ首謀ヨリ之ヲ論スレバ首謀ハ自

ラ罪ヲ企テ独リ之ヲ犯スノミナラス他人ヲシテ之ヲ犯サ

シムルニ至ルハ假令自ラ懲慚セサルモ其罪ハ附從者ヨリ

重シト云フヘシ又附從ヨリ論スレバ假自ラ断シテ首謀ニ

奧ストイヘ其附從スルノ結果タルヤ罪已ニ止マリ人ヲ

シテ之ニシタカハントスルノ念ヲ起サ、ラシムルコト(抹消)

自己カ首謀ノ為ニ影響セラル、カ如キニアラス(抹消)

且其犯ス所ノ罪ノ起ル原因ノ極ヲ推セバ附從ニ在ラサル

カ故ニ附從ヲ罰スルノ法ハ宜シク首謀ニ異ナルヘシ

法学三年生 合川正道

(中略)

(表紙) 明治十三年第六月学年試業

日本刑法

法学式年生 岡山兼吉

明治十三年六月学年試業答案

日本刑法問題

法学式年生 岡山兼吉再拜

第壹条 首免ヲ与フ

名例律犯罪自首律第三項ニ其人ヲ損傷シ云々若シクハ姦

スル者ハ並ニ自首ノ律ニ在ラスト在リ蓋シ姦スル者トハ

姦既ニ成リタルモノニ成ラサルモノヲ含蓄スルニ非ラ

ス亦理論ヨリスルモ其婦人ヲ辱シムルハ姦スルモ姦成ラ

サルモ同シト雖人ヲ損傷シ物ヲ棄毀スル如キノ性質則チ

一ト度犯カセハ決シテ旧ニ復ス可ラサルノ性質ハ姦成ル

ニ及テ始メテ起ユル者ノ如シ破廉恥甚ノ文ト相異ナルヲ

以テモ律意ヲシル可シ

第貳条 毆傷スル者凡闘毆ヲ以テ論ス

人民罪アルニ当テヤ巡查之レヲ捕ヘ罪人ハ捕ヲ拒セク可

ラサルノ義務ヲ有ス然レモ今夫レ無罪ノ人民タルハ人

民豈ニ巡查ニ対シテ闘毆ス可ラスト云ヘル特別ノ義務ヲ

債フ故アラシヤ凡人ト同シク闘毆ス可ラスト云ヘル義務

アラシク或然リト雖モ官吏ナルヲ以テ少シク異ナル所ナキ

ニ非ラス故ニ毆ニ止マル者ハ少シク加等シテ可ナラン乎

既ニ折傷ニ至タラハ又何ソ加フルヲ用キ

第三條 違令律ニ依テ論ス

拷訊ニ関スル罪凡テ廢セラル、以上ハ既ニ獄囚誣指無罪

人律二項ノ若シ官吏云々ヨリ拷訊ニ関スルノ部ハ總テ廢

シタルモノトス故ニ違令律ニ依ルモノトス而シテ其例二百

八十七條ニ當テ違制輕重ニ依テ論スル至當ナル如シ

第一 (朱書) 式目ヲ編成セシ時ノ將軍ハ源頼経ナリ

第二 (朱書) 對捍ハ抗シサカラウト云義ナリ則チ抗論スルナリ

第三 (朱書) 大番役トハ京都警衛之役ナリ諸国ノ武士更ニ之ヲ勤ム

第四 (朱書) 守護人ハ鎌倉ヨリ諸国ニ遣シ其国々を守ラシムルヲ云

地頭トハ莊園等ヲ治ル役ナリ

第五 (朱書) 国司領家ノ成敗ハ関東ニ於テ処置 (抹遣) (セザルナリ) スルコ

ハ出来ザルナリ

第六 (朱書) 悪口ノ咎重キハ流罪輕キハ召籠メラル、ナリ

第七 (朱書) 問注トハ原被告ヲ呼ビ出シ双方ヲ取糺シ其申シ立ヲ記載

スルコヲ云ナリ

第八 (朱書) 向背トハソムクト云コニテ則チ人ニセナカヲ向ケルト云

フ義ナリ

第九 (朱書) 本書中法意ト云ハ古代ヨリノ法律ヲ指ス則チ大宝令ナリ

第十 (朱書) 和面巧言トハ顔色ヲ和ゲ言語ヲタクミニシテ媚ヲ呈スル

ヲ云フ則チ巧言令色ナリ

第十一 (朱書) 庭中トハ鎌倉之評定処ニテ將軍自カラ訴訟ヲ聴ク処ヲ

云フナリ

第十二 (朱書) 放火人ノ罪科ハ強盜竊盜ノ罪科准シテ之ヲ禁遏セシム

ルナリ

第十三 (朱書) 召文三度ニ及ビ參上セザル者ハ訴人理アル片ハ裁許シ

テ之ヲ原告ニ与ヘ理ナキ片ハ官ニ没収シテ之ヲ有功ノ人

ニ与フナリ最家財牛馬等ノ如キ訴人理アラバ員數ニ任セ

之ヲ与ヘ理ナキ片ハ之ヲ社寺修理ノ用ニ充ルナリ

第十四 (朱書) 名主職トハ名代人ト云義ニテ一村或ハ一庄ノ人民ニ

代リテ一村一庄ノ事ヲ司ル役ナリ

第十五 (朱書) 檢非使トハ罪科アル人ヲ逮捕シ或ハ謀反等ヲ企ツル者

アレバ之ヲ鎮撫警戒スル職務ナリ

第十六 (朱書) 依ニ綱位ニ乱觸次トハ綱位僧官ニテ僧正大僧正ノ官位ヲ

云フ觸次トハ一休僧タル者ハ年々九十日間ノ修業ヲ徑テ

漸々官位ヲ進ムルヲ觸次ト云フ故ニ比ノ修業ヲ徑ズシテ

ミダリニ官位ヲ進ムルヲ^(臆)腸次ヲ乱ルト云ナリ

^(朱書)

第十七 理運ノ訴訟トハ原告ニ充分ノ正理アル訴訟ヲ云フナリ

^(朱書)

第十八 過怠トハ罰ト云フニテ則チ其過失怠惰ヲ罰シコラスノ

意ナリ

^(朱書)

第十九 相伝ノ所領ハ売買スルヲ得ルト雖^(モ)在勲功等ニ依リ別御

恩ヲ以テ賜リタル処領ハ売買スルヲ得ザルナリ

^(朱書)

第二十 問状ノ御教書ハ原告訴訟ヲ出スキ上ヨリ其訴状ニ副書

シテ被告ニ原告ヨリケ様之申立テアリ其方ニ於テ右様ナ

覚ヘアルヤナキヤト糺スキ被告ヲ召ス書付ケナリ近世ノ

裏書キナリ

貞永式目

文学一年 穂積八束

式目編成相成リシハ頼経將軍ノ御時ナリ

^(朱書)

第一 式目編成相成リシハ頼経將軍ノ御時ナリ

^(朱書)

第二 対捍。敵方ニ対シテ張合テ我意ヲ主張スルヲ云フ也

^(朱書)

第三 大番役トハ諸国ノ武士更々京都ニ出勤禁衛ノ事ヲ司ル役

目ナリ

^(朱書)

第四 守護人トハ將軍家ヨリ諸国鎮撫ノ為^(抹消)所配置ナリ而シテ將

軍自ラ総追捕使トテ守護人ノ^(抹消)頭ノ如キ景状アリ

地頭職モ亦頼朝以来専ラ行ハル守護人ヨリハ権限ノ及フ

処区域狭シ国々ニハ守護人アリ庄園ニハ地頭ヲ置クト云

然レバ地頭ハ庄園ヲ司ルノ職ナリ守護人ノ専ラ司ル処ハ

大番催促殺害人反謀人等ノ事項ナリ

第五 国司領家云々元司領家ハ朝廷ノ直管ナレバ^(ママ)関東ニテ真成

敗御口入ニ及ハサルナリ

第六 悪口ノ咎軽重ニ分テ処量ス重キハ流罪輕キハ召籠ラル、

ナリ

第七 問注トハ訴訟ノ理非ヲ審判スル意ナラン問注所トハ現時

ノ裁判庭ノ如キ者歟^(ママ)

第八 向背ニ二説アリ我背ヲ彼ニ向ル即チソムクノ義ト云ヒ或

ハ云フ一時ハ彼方ニ一味シ再ヒ之ニ反シテ敵対ノ思ヲナ

スノ義ナリト両説トモ帰スル処一ナルカ如シ差シタル異

義ナキニ似タリ

第九 書中法意トアルハ古来ヨリノ法律ノ意ヲ持ス^(抹消)殊ニ

大宝律令ヲ指スナルベシ

第十 大番役トハ諸国ノ武士更々京都ニ出勤禁衛ノ事ヲ司ル役

目ナリ

第十一 式目編成相成リシハ頼経將軍ノ御時ナリ

第十二 対捍。敵方ニ対シテ張合テ我意ヲ主張スルヲ云フ也

第十〔五〕〔朱書〕 和面巧言トハ巧言令色媚ヲ呈〔抹消〕〔シタル〕シテ自ラ謀ル処

アルヲ云フナル可シ和ヤワラク巧タクミ也

第十一〔五〕〔朱書〕 庭中トハ鎌倉御殿庭中ト云義ニシテ庭中ニテ訴訟ヲ聞

ナドノ云ニ至テハ將軍直ニ訴訟ヲ聴キ理非ヲ審判スルヲ云フ即内庭ナリ

第十二〔五〕〔朱書〕 放火ハ式目中別ニ載セス唯真罪科ハ強窃盜ニ準拠シテ

之ヲ断スルヨシ見ユ

第十三〔五〕〔朱書〕 召文三度ニ及ヒ參上セサル者ハ原告理アラバ直ニ〔抹消〕

裁許シテ之ヲ原告ニ与ヘ訴人理ナキ時ハ之ヲ官ニ没収〔抹消〕〔サル可シ〕シ之ヲ他人ニ与フ牛馬雜物ハ社寺ノ用ニ供ス

第十四〔五〕〔朱書〕 名主職トハ名代人ト云フ如キ義ヨリ来リシナランカ在

上者ニ代リ一庄一村落ヲ司ル役目ナリ近世名主、庄屋号ノ役ト大同小異ナラン勿論近世ノ名主ハ昔日名主職ノ流レナリ

第十五〔五〕〔朱書〕 檢非違使ト罪科人ヲ遂捕シ或ハ〔抹消〕乱放人取鎮メ

反謀等ノ事アル片之ヲ警戒シ之ヲ鎮撫スルノ職掌ナリ現今ノ警視官ニ当ル歟

第十六〔五〕〔朱書〕 依綱位乱臈次綱位ハ僧官ナリ僧官位ノ昇進等ハ宜シク

臈次トテ一定ノ日数修業ノ上順序ヲ追テ然ル可キニ當時ハ大ニ真序ヲ失ヒ候年不才ノ者モ一朝ニシテ高位ニ昇リ学識アルノ老僧モ衣鉢ノ資々モ欠ク有様トナル是臈次ヲ乱ルカ故ナリ

第十七〔四〕〔朱書〕 「理運之訴訟」 訴人ノ申分理運ニ叶フヲ云フ欵理運

ハ正理ノ運ナリ

第十八〔五〕〔朱書〕 過怠 過ハ「アヤマチ」怠ハ「オコタル」ナレバ事ヲ

疎略ニスルノ字義ナリ事ヲ輕シ疎略ニ処シ害ヲ来スノ咎ナリ又不注意〔故意ナラズトモ〕ノ罪ナリ

第十九〔五〕〔朱書〕 古来ヨリ相伝ノ所領ハ売買ニ得然レトモ勲功ニ依リ或

ハ忠勤才能ニ依リ殊特ニ恩賜ノ所領ハ之ヲ売買スルヲ許サス売人買人トモニ罪アリ

第二十〔五〕〔朱書〕 問状ノ御教書 原告訴状ヲ出ス時上ヨリ真訴状ニ副書

シテ被告ニケ様々々ノ訴告アリ汝ニ於テ覺エアリヤト之ヲ糺ス之ヲ召スノ書キ物ナリ近世裏書ト号ル者ト同シ

〔欄外注記〕

〔①是部位云々ハ出発前ニナスナリ津ニ到リシ上ニナスニハアラス、文言少々曖昧ナレハ茲ニ特記ス〕

(欄外注記2)

「⊗便門トハ便近ノ門ヲ云フ」

(欄外注記3)

「⊗孟子曰徒法不能自行」

(欄外注記4)

「⊕ベンサム氏云ク立法者ハ一國多衆ノ最大益ヲ以テ目的トセサル
ヘカラス(同氏立法論第一条)」

(欄外注記5)

「、、得意」

(欄外注記6)

「品位モ相方相明言シテ約スルキハ(コンヂションプレジデント)ニ
ナル「アリ」

(欄外注記7)

「[ⓐ]傍ハ徒トスル方可ランカ」

(欄外注記8)

「⊕例ヘハ夜店テ黒色[ⓑ]ノ筈ニテ求メシモノ紫[ⓒ]ナルカ如シ其品位ナル
ヤ物質ナルヤ往々甚タ判スルニ難シ英ノ裁決例ニモ異説アリ」

(欄外注記9)

「⊗売買ト雖モ往々其對手ヲ撰フコアルベシ」

(欄外注記10)

「⊗日本ニテ格別ナキニ似タレ[ⓓ]臣泰西ニテハ其人ヲ撰フコ多シ」

『明治十三年六月試業答書』

東京大学法学部第四年級第三年級及第二年級

同 文学部第一科第三年級及第二年級

第二科第三年級

同 法文学部第一年級

ⓓ